

ID: 4

担当部署: 総務部 総務課 総務係

<b>処分の概要</b>	措置命令等		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市庁舎管理規則 第19条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年規則第10号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (措置命令等)                  第19条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その行為の中止を命じ庁舎への立入りを拒み、又は庁舎からの立ち退きを求め、若しくは必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第10条の規定による許可を受けないで、庁舎に入ろうとする者又は入った者</li> <li>(2) 第13条の規定による許可を受けないで施設又は設備を使用した者</li> <li>(3) 第14条第1項各号の行為をするにつき、同項の規定による許可を受けなかった者</li> <li>(4) 第14条第2項の規定により付された許可の条件に違反した者</li> <li>(5) 第17条の規定による禁止行為をし、又は禁止行為をするおそれのある者</li> </ol> <p>2 前項の措置命令により、物件の撤去を命ぜられた者が、当該物件を任意に撤去しないとき、又はその者が判明しないときは、庁舎管理者は、自ら当該物件を庁舎から撤去することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日